

## 入 札 説 明 書

### (郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

#### 1 発注者（契約権者）

福島県（福島県県南地方振興局長 伊藤 智樹）

#### 2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入をする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「確認申請書」という。）に次の(1)に掲げる書類等を添付し、令和7年10月20日（月）午後5時までに下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 納入期限までに必ず納品する旨の確約(様式任意) ※参考様式別添

#### 5 入札書の提出期限等

##### (1) 確認申請書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和7年10月20日（月）午後5時（必着） 福島県県南地方振興局出納室

なお、申請書類は郵送を可とする。

##### (2) 入札書の提出期限及び提出場所

令和7年10月30日（木）午後5時（必着） 福島県県南地方振興局出納室

※6に掲げる方法によること。

##### (3) 開札の日時及び場所

令和7年10月31日（金）午前9時

福島県県南地方振興局出納室

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時及び場所へ郵送すること。なお持参、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

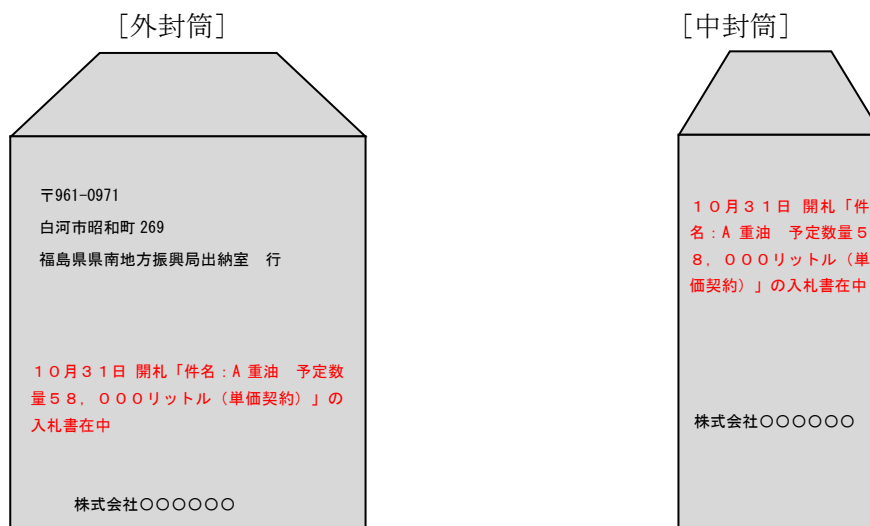
また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

- (2) 入札書を郵送する際は、書留郵便によること。また、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ **〔10月31日 開札「件名：A重油 予定数量58,000リットル（単価契約）」の入札書在中〕**

※ 外封筒及び中封筒の作成例



- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、1リットルあたりの単価を記載すること。

ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載し、押印すること。

押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

## 7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。  
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 初回入札が無効（ただし、下記12の(2)～(4)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県県南地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。  
この入札について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、福島県県南地方振興局長に令和7年10月15日（水）午後5時までに説明を求めることができる。  
県は、福島県県南地方振興局出納室ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者又は本件事務担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

### 15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する単価購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から10日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

### 16 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

#### 17 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要な事項を記載のうえ、県南地方振興局出納室

([kennan.suito@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kennan.suito@pref.fukushima.lg.jp)) 宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約ホームページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

#### 18 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 19 当該調達契約に関する事務を担当する部門

上記 5 の(1)と同じ。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

**第229条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(18)まで (略)

2 (略)

## 別記 2

### 入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

#### 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿の登録番号（以下「登録番号」という。）の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

#### 2 くじの手順

- (1) 登録番号の小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

#### 【例】入札参加者3名が同額の場合

##### 1 登録番号順の小さい順にくじ番号を付与する。

- ・ A社（登録番号000212003）…くじ番号 1
- ・ B社（登録番号100033645）…くじ番号 2
- ・ C社（登録番号000003025）…くじ番号 0

##### 2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

- ・ A社（くじの数123）
- ・ B社（くじの数072）                      合計（123＋072＋452＝647）
- ・ C社（くじの数452）                      余り（647÷3＝215・・・余り2）

##### 3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

第1号様式  
(ファクシミリ送信)

## 入札説明書等に関する質問書

令和7年 月 日

福島県南地方振興局長  
(ファクシミリ 0248-23-1655)

入札参加者 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

電 話 番 号 (                    —                    —                    )  
 ファクシミリ (                    —                    —                    )

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 案 件 名   | 令和 7 年度暖房用燃料油単価購入契約<br>A重油（タンクローリー） 予定数量 5 8, 0 0 0 リットル |
| 質 問 事 項 |                                                          |
|         |                                                          |



条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和7年 月 日

福島県県南地方振興局長

(〒 - )

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

電話番号 ( - - )  
FAX番号 ( - - )  
(作成担当者職・氏名 )

令和7年10月9日付けで公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

1 参加希望品名

令和7年度暖房用燃料油単価購入契約  
A重油（タンクローリー） 予定数量58,000リットル

2 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿 登録番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

3 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無

有 ・ 無 ※いずれかに○を付けること

4 福島県内の支店又は営業所の名称等 ※申請者の住所が福島県内の場合は記載不要

- (1) 名称:
- (3) 電話番号:
- (2) 住所:
- (4) FAX番号:

5 添付書類

- (1) 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意）

(参考様式)

## 確 約 書

令和7年 月 日

福島県県南地方振興局長 伊藤 智樹

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

案件名「令和7年度暖房用燃料油単価購入契約

A重油（タンクローリー） 予定数量58,000リットル」

本件について受注した際には、下記の指定納入期限までに製品を必ず納入することを確約いたします。

記

令和7年11月15日から令和8年3月31日までの間の発注者が指定する日

(参考様式なので、利用する場合は修正等は自由です。)

入 札 書（ 見 積 書 ）

|               | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 | 拾銭 | 銭 |
|---------------|----|---|---|---|---|---|----|---|
| 金 額<br>(消費税抜) |    |   |   |   |   |   |    |   |

件 名 令和7年度暖房用燃料油単価購入契約 A重油（タンクローリー）58,000リットル  
納入場所 福島県県南地方振興局及び福島県立白河高等学校  
契約期間 令和7年11月15日から令和8年3月31日まで

(くじの数) 

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和7年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名 印

福島県県南地方振興局長 伊藤 智樹

※ 押印を省略する場合は記載すること。

|         | 氏 名 | 所属部署名 | 連絡先（電話番号） |
|---------|-----|-------|-----------|
| 本件責任者   |     |       |           |
| 本件事務担当者 |     |       |           |

- 注) 1 入札書として使用する場合は、「見積書」を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、「入札書」を二重線で消し込むこと。）  
2 1リットルあたりの単価（消費税を除く）を記入すること。  
3 金額の文字の頭に、「¥」を付すこと。  
4 再度入札（見積）の場合は、入札書（見積書）の前に「再」と記入すること。  
5 (くじの数) 欄には、同額入札の際、「くじ」に使用する任意の3桁の値を記入し、空欄をつくらないこと。  
（012のように0（ゼロ）を記載する。記入がない場合は、物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿の登録番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。）  
6 押印を省略する場合は、必ず「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名及び連絡先を記入すること。なお、結果の連絡に使用したいので、支障がなければ、押印省略の有無にかかわらず、「本件事務担当者名及び連絡先」を記入してください。